

伊賀市自治基本条例の見直し検討状況

審議のポイント

【大きな方向性】

- 自治基本条例を本来の目的である『理念条例』とする。
  - ・現行条例は、条文数が多いうえに、複雑で分かりにくい。
  - ・理念というものは、原則“不変”である（頻繁に見直すものではない）。



- ◇理念条例とすることありきで議論するべきではない。
- ◇たとえ「基本条例」であっても、一定の権利義務規定を残し、実効性を担保すべきである。
- ◇「協働」や「補完性」といった自治の基本原則についても、改めて確認することが必要ではないか。

1 令和3年度に一部改正を行ったもの

- ①新市建設計画の終了に伴う条文削除
- ②新たな視点（総合計画、広域連携）
- ③支所に関する規定

2 引き続き検討していくもの

答申において、更なる議論が必要とされたものや、総合計画審議会の審議内容を引き継ぎ、検討を進めて行くものについて、引き続き見直し検討を行う。

(1) 基本的人権の視点（第3条第1号）

基本理念、基本原則等本質的なものは原則変更しないが、「人権の視点」は、自治・まちづくりを行ううえでの前提となることから、基本理念として新たに規定

【条文案】市民一人ひとりの人権が保障され、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、互いに多様性を認め合う、人権文化あふれる地域を形成する。

- ・R4. 1. 31 答申に基づき、条文について引き続き検討を行う。

【参考】

- ・第3条（基本理念）に「人権の視点」を加えることについて、趣旨には賛同するところだが、その表記について大きく両論の意見がある中で、現時点では結論に至らなかった。
- ・伊賀市の「まちづくりの基本理念」として相応しいものとなるよう、引き続き市民の意見を聞き、必要に応じて専門的見地からの意見を求めるなどして、更なる議論を重ねることが必要。



- ◇公開討論会等いくつかの手法が考えられるが、客観的な形で議論を進めることが大切である。
- ◇客観的な事実、データを確認しながら、検討を進める。
- ◇市民の意見として、市民意識調査等を活用する。
- ◇専門的見地として、国の法整備（人権三法）の動向や他自治体の条例を参考にする。

(2) 自治組織に関する視点（第4章）

① 住民自治協議会の権能や責務の規定について

「市（行政）と住民自治協議会との協働、関係」および「住民自治協議会と構成員との関係」として規定し直すのかについて検討



◇ 現行の26条（住民自治協議会の権能）は何らかの形で残すべきで、さらに実効性を強化する必要がある。  
◇ H24 改正案の26条の2（住民自治協議会の役割と責務）は何らかの形で規定すべき。

② 地域振興委員会の規定について

住民自治協議会が全域に設置されたため、地域振興委員会の規定を削除する。



◇ 解散等した時の担保として、地域振興委員会の規定を何らかの形で残す。

③ 住民自治地区連合会の規定について

（伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）に基づき）  
複数区域に跨る地域課題の解決を図るべく自発的に設置される情報交換の場について、新たな規定を検討

（参考）合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すために新市建設計画において設置することを合併協議会で決定されたが、新市建設計画期間（10年間）の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置する。



◇ 住民自治地区連合会の規定を何らかの形で残す。

④ 現行第4章の住民自治協議会の節に関する規定について

自治基本条例には基本的な部分を規定することとし、住民自治協議会に関する組織条例を別に規定する。「（仮称）伊賀市住民自治協議会組織条例」について検討

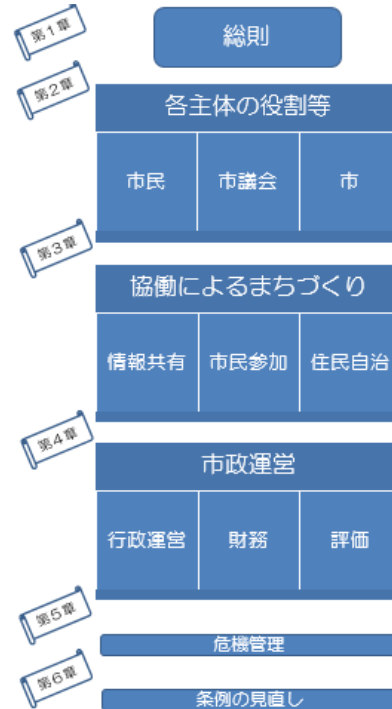
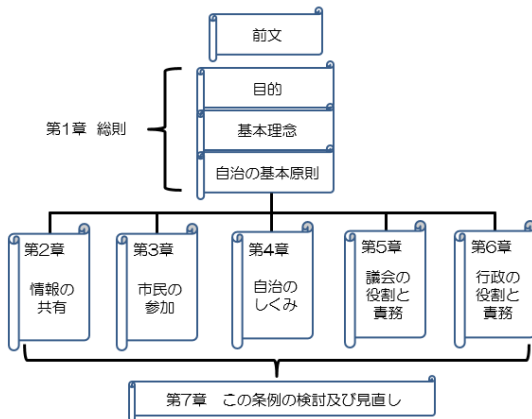
⇒ 全地域に住民自治協議会が設立され、次のステップとして、自治協が地域住民に開かれた組織とし、継続的かつ計画的に住民自治に取り組むために実態に即した運用規定を別に定める必要がある。



◇ （仮称）伊賀市住民自治協議会組織条例を新しく設けるのであれば、より具体的な規定が必要である。

(3) 条例の構成

①わかりやすい構成



②スリム化

- ・他法令又は他条例等に包含している条文は、原則省略する。

(例)

- 第9条 出資法人等の情報公開  
(出資法人への関わり方基本的事項を定める条例・情報公開条例)
- 第10条 情報の収集及び管理 (情報公開条例)
- 第11条の2 意思決定過程の情報共有 (情報公開条例)
- 第42条 行政の役割と権限 (一部削除) (地方自治法)
- 第47条 法務体制 (伊賀市における条例等の整備方針)
- 第49条 公益通報 (伊賀市職員等公益通報条例)
- 第53条 予算編成、予算執行 (地方自治法)
- 第55条 財政状況の公表 (地方自治法)

〈意見〉

- ・誰がみても分かる条例にすべきである。
- ・わかりやすい言葉を使い、具体的なことをしっかり明記すべきである。
- ・一律に重複規定の削除をするべきではない。

◆第5章 (議会) について

- ・議会内での検討を尊重すべきだと考える。
- ・議会基本条例に規定があれば、「別に定める」でもいいのかも说不定。

(4) 新たな視点

- ・社会情勢等の変化等への対応  
子どもの権利、多文化共生、事業者の役割、危機管理等